

ありがとうミラクルデイサービス

(指定地域密着型通所介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 QOL サービスが開設するありがとうミラクルデイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、心身機能・生活機能の維持・向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実地にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域住民等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名 称 ありがとうミラクルデイサービス
- ②所在地 広島県福山市春日町浦上 1211 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。また、利用者の地域での暮らしを支えるため、地域の集まりなどに参加し、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

③介護職員 2 名以上

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

④機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために機能訓練等を行う。

⑤看護職員 1 名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。(ありがとう総合訪問センター訪問看護と連携)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
- ② 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。
- ④ 休 業 日 土曜日、日曜日、年末年始(12/30～1/3)、お盆(8/13～8/15)

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は18名(指定介護予防相当通所事業の定員含む)

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする

- ①送迎
- ②健康チェック
- ③日常生活動作の機能訓練
- ④食事の提供
- ⑤入浴
- ⑥アクティビティ活動 等

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定地域密着型通所介護が法定代理受理サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 食費の提供に要する費用については、実費相当額を徴収する。
- ② おむつ代については、実費相当額を徴収する。
- ③ 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎費用は、通常の実施地域を越えた地点から1kmあたり20円(税込)を徴収する。
- ④ その他、利用者が負担することが適当と認められるその他の日常生活費(教養娯楽にかかる材料費等)については、実費相当額を徴収する。

- ⑤ サービス実施記録等の複写物の交付については、コピー代として 1 枚につき実費を徴収する。
- ⑥ 前 5 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等の緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて救急車両の要請等の措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の通常の実施地域は、福山市（引野町、幕山台、大谷台、坪生町、春日台、蔵王町、南蔵王町、大門町、日吉台、伊勢丘、春日町、青葉台、能島、東陽台、春日池、平成台）とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて防火管理についての責任者を定め、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、年に 2 回避難・救出等その他必要な訓練を行う。また、訓練の際は地域住民等との連携に努めるものとする。

（地域との連携等）

第14条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（苦情処理）

第15条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（業務継続）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う

等、地域との交流に努めるものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の有資格者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

令和 7 年 3 月 1 日一部改正する。

令和 6 年 4 月 1 日一部改正する。

令和 5 年 7 月 1 日一部改正する。

令和 4 年 4 月 1 日一部改正する。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正する。

令和元年12月1日一部改正する。

令和元年11月1日一部改正する。

令和元年9月1日一部改正する。

令和元年5月25日一部改正する。

令和元年5月1日一部改正する。

平成31年4月1日一部改正する。

平成30年4月2日一部改正する。

平成29年11月30日一部改正する。

平成29年7月17日一部改正する。

平成29年7月1日一部改正する。

平成29年6月21日一部改正する。

平成29年4月1日一部改正する。

平成29年2月1日一部改正する。

平成29年1月23日一部改正する。

平成28年9月1日一部改正する。

平成28年5月1日一部改正する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月1日一部改正する。

平成27年8月1日一部改正する。

平成27年6月1日一部改正する。

平成27年5月1日一部改正する。

平成27年4月1日一部改正する。

平成27年2月1日一部改正する。

平成27年1月19日一部改正する。

平成27年1月1日一部改正する。

平成26年8月1日一部改正する

平成26年5月1日一部改正する。

平成26年4月1日一部改正する。

平成26年3月1日一部改正する。

平成26年2月1日一部改正する。

平成25年12月16日一部改正する。

平成25年10月25日一部改正する。

平成25年8月30日一部改正する。

平成25年4月1日一部改正する。

平成25年2月1日一部改正する。

平成24年10月1日一部改正する。

平成24年7月1日一部改正する。

平成24年6月1日一部改正する。

平成24年4月1日一部改正する。

平成24年2月1日一部改正する。

平成23年12月1日一部改正する。

平成23年4月1日一部改正する。

平成22年4月1日一部改正する。

平成22年3月15日一部改正する。

平成21年12月1日一部改正する。

平成21年5月1日一部改正する。

ありがとうミラクルデイサービス

(指定介護予防相当通所事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 QOL サービスが開設するありがとうミラクルデイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防相当通所事業（以下「相当事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことによって、生活機能の維持・向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実地に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域住民等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名 称 ありがとうミラクルデイサービス
- ②所在地 広島県福山市春日町浦上 1211 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。また、利用者の地域での暮らしを支えるため、地域の集まりなどに参加し、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

③介護職員 2 名以上

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

④機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能訓練等を行う。

⑤看護職員 1 名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。（ありがとう総合訪問センター訪問看護と連携）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営 業 日 月曜日から金曜日までとする（祝日も営業）
- ② 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする
- ④ 休 業 日 土曜日、日曜日、年末年始(12/30～1/3)、お盆(8/13～8/15)

（相当事業の利用定員）

第6条 利用定員は 18 名(指定地域密着型通所介護の定員含む)

（相当事業の内容及び利用料等）

第7条 相当事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴
- ⑥ アクティビティ活動 等

（利用料その他の費用の額）

第8条 相当事業を提供した場合の利用料金は、福山市長が定める額とし、当該相当事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額はその 1～3 割の額とする。

- ① 食費の提供に要する費用については、実費相当額を徴収する。
- ② おむつ代については、実費相当額を徴収する。
- ③ 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎費用は、通常の実施地域を越えた地点から、1k mあたり 20 円(税込)を徴収する。
- ④ その他、利用者が負担することが適当と認められるその他の日常生活費（教養娯楽にかかる材料費等）については実費相当額を徴収する。
- ⑤ サービス実施記録等の複写物の交付については、コピー代として 1 枚につき実費を徴収する。
- ⑥ 前 5 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等の緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて救急車両の要請等の措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市(春日町、蔵王町、南蔵王町、日吉台、引野町、大門町、伊勢丘、幕山台、大谷台、坪生町、青葉台)の地域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は相当事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて防火管理についての責任者を定め、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、年に2回避難・救出等その他必要な訓練を行う。また、訓練の際は地域住民等との連携に努めるものとする。

(地域との連携等)

第14条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

2 相当事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、相当事業について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 相当事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第16条 相当事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した相当事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した相当事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する相当事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の有資格者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、業務体制を整備するものとする。

① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、適切な介護予防相当通所事業の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、相当事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする

(利用回数及び利用者時間)

第21条 事業の利用回数及び利用時間は、次の通りとする。

(ア) 事業対象者及び要支援 1 の利用者は、概ね週 1 回(月 1～4 回)の利用とする。

(イ) 事業対象者及び要支援 2 の利用者は、概ね週 2 回(月 1～8 回)の利用とする。

附則

この規程は、

令和 7 年 3 月 1 日一部改正する。

令和 6 年 4 月 1 日一部改正する。

令和 5 年 7 月 1 日一部改正する。

令和 4 年 4 月 1 日一部改正する。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正する。

令和元年 12 月 1 日一部改正する。

令和元年 11 月 1 日一部改正する。

令和元年 9 月 1 日一部改正する。

令和元年 5 月 25 日一部改正する。

令和元年 5 月 1 日一部改正する。

平成 31 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 30 年 8 月 1 日一部改正する。

平成 30 年 4 月 2 日一部改正する。

平成 29 年 11 月 30 日一部改正する。

平成 29 年 7 月 17 日一部改正する。

平成 29 年 7 月 1 日一部改正する。

平成 29 年 6 月 21 日一部改正する。

平成 29 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 29 年 2 月 1 日一部改正する。

平成 29 年 1 月 23 日一部改正する。

平成 28 年 9 月 1 日一部改正する。

平成 28 年 5 月 1 日一部改正する。

平成 28 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 27 年 11 月 1 日一部改正する。

平成 27 年 8 月 1 日一部改正する。

平成 27 年 6 月 1 日一部改正する。

平成 27 年 5 月 1 日一部改正する。

平成 27 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 27 年 2 月 1 日一部改正する。

平成 27 年 1 月 19 日一部改正する。

平成 27 年 1 月 1 日一部改正する。

平成 26 年 8 月 1 日一部改正する

平成 26 年 5 月 1 日一部改正する。

平成 26 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 26 年 3 月 1 日一部改正する。

平成 26 年 2 月 1 日一部改正する。

平成25年12月16日一部改正する。
平成25年10月25日一部改正する。
平成25年8月30日一部改正する。
平成25年4月1日一部改正する。
平成25年2月1日一部改正する。
平成24年10月1日一部改正する。
平成24年7月1日一部改正する。
平成24年6月1日一部改正する。
平成24年4月1日一部改正する。
平成24年2月1日一部改正する。
平成23年12月1日一部改正する。
平成23年4月1日一部改正する。
平成22年4月1日一部改正する。
平成22年3月15日一部改正する。
平成21年12月1日一部改正する。
平成21年5月1日一部改正する。